

「児童手当現況届」の提出を忘れずに！

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」の提出が義務付けられています。これは受給者が引き続き手当を受けることができる要件（健康保険の加入状況や児童の扶養状況など）を満たしているかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合は、**6月分以降の手当が支給されなくなりますので忘れずに手続きを行ってください。**

なお受け付けは右記の日程で行いますので、必要書類をよく確認し、子育て支援課まで提出してください。

◆受付日時

6月21日(水)から23日(金)まで 午前9時から午後7時まで

6月25日(日) 午前9時から正午まで

◆受付場所

子育て支援課(子育て世代包括支援センター)

◆提出書類

①現況届(用紙は案内通知に同封しています)

②受給者の健康保険被保険者証の写し

③その他必要な書類

※詳しくは、現況届の案内通知をご覧ください。

☎子育て支援課 ☎72-2212

住民税の申告をしましょう

収入がなかった方でも住民税の申告が必要です！

平成28年中の収入のなかで、所得税法上で確定申告が必要ない方(収入が障害年金・遺族年金のみの方や収入がなかった方など)についても住民税の申告を行う必要があります。

住民税の申告をしないと、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、高額療養費自

己負担額の軽減措置が受けられず、保険料などが高くなる場合や臨時福祉給付金の受給ができなくなる場合があります。

住民税の申告は税務課で受け付けていますので下記の書類を持参の上、お越してください。

☎税務課 ☎72-6932

◆住民税の申告に必要なもの

①マイナンバーカード、印鑑(認印)、通帳など口座番号が確認できるもの

②平成28年中の収入額などを確認できる書類

《給与・年金収入があった方》

給与・年金の源泉徴収票(源泉徴収票がない場合は収入が確認できるもの)

《営業・農業・不動産所得があった方》

収支が確認できる帳簿、必要経費の領収書など

《雑所得があった方》

収入・必要経費が確認できる書類(シルバー人材センターからの収入や個人年金など)

③所得控除額を確認できる書類

《生命保険料・地震保険料を支払った方》

保険会社が発行した支払額証明書

《医療費を支払った方》

平成28年中に支払った医療費に関する領収書